

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 18 条の規定による改善勧告及び公表に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第 18 条の規定による改善勧告及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び条例において使用する用語の例による。

(改善勧告)

第 3 条 条例第 18 条第 1 項の規定による改善勧告は、改善勧告書（第 1 号様式）を同項各号に掲げる者に交付することにより行うものとする。

2 前項の改善勧告を受けた者は、その改善勧告に従い、市長が指定する期限までに必要な措置を講じるとともに、当該措置を講じたときは、速やかに、措置完了届（第 2 号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(公表)

第 4 条 条例第 18 条第 2 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、ホームページ（京都市情報館）に掲載することにより実施する。

(1) 改善勧告に従わなかった者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

(2) 改善勧告の内容

(3) 改善勧告書の交付日及び必要な措置を講じる期限

(4) 前号の期限までに必要な措置が講じられなかった事実

(5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、公表に当たっては、前項第 1 号の者に対し、公表に関する通知書（第 3 号様式）により公表する旨をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、前項の通知をした日から相当期間経過後に公表する。

(補則)

第 5 条 この要綱に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(第 1 号様式)

改 善 勧 告 書

第 号
年 月 日

様

京都市長 印

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり必要な措置を講じるよう勧告します。

必 要 な 措 置 の 内 容	
改 善 勧 告 の 理 由	
措 置 の 期 限	年 月 日

(第 2 号様式)

措 置 完 了 届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 印 電話 ー

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 1 8 条の規定による改善勧告及び公表に関する要綱第 3 条第 2 項により措置が完了しましたので届け出ます。	
講 じ た 措 置 の 内 容	
完 了 年 月 日	年 月 日

(第3号様式)

公表に関する通知書

第 号
年 月 日

様

京都市長

印

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第18条第1項の規定により、次の事項（下記1～5まで）を公表しますので通知します。

この公表について意見を述べる機会を与えますので、意見書により意見を提出してください（意見書の様式は任意）。

なお、意見書の提出期限及び公表予定日は下表のとおりであり、改善勧告の内容が措置されたことを確認した場合その他相当の理由があると認める場合を除き、意見書を提出することにより公表予定日の延期や公表をとりやめるものではありません。

- 1 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- 2 改善勧告の内容
- 3 改善勧告書の交付日及び必要な措置を講じる期限
- 4 上記の期限までに必要な措置が講じられなかった事実
- 5 その他

意見書の提出期限	年 月 日
公表予定日	年 月 日